

## 意見書通数及び人数

第 138 回横浜市都市計画審議会

都市計画案に対する意見書の要旨と  
都市計画決定権者の見解

議第 1088 号 横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区 の決定  
上郷町瀬上特別緑地保全地区

	通数	人数
賛成	1	1
反対	10	10
その他	3	3
合計	14	14

平成 27 年 8 月 25 日

## 都市計画案に対する意見書の要旨

上郷町瀬上特別緑地保全地区

整理番号	分類	意見の要旨	住 所
1	反対	別添「意見の要旨」中 2 と同旨	栄区東上郷町
2	反対	別添「意見の要旨」中 1、2 と同旨	港南区港南台六丁目
3	反対	別添「意見の要旨」中 2 と同旨	港南区港南台
4	反対	別添「意見の要旨」中 2 と同旨	金沢区六浦四丁目
5	反対	別添「意見の要旨」中 2 と同旨	川崎市高津区久地
6	反対	別添「意見の要旨」中 2 と同旨	港北区日吉四丁目
7	反対	別添「意見の要旨」中 2 と同旨	港南区港南台五丁目
8	反対	別添「意見の要旨」中 2 と同旨	保土ヶ谷区鎌谷町
9	その他	別添「意見の要旨」中 2 と同旨	港南区港南台一丁目
10	反対	別添「意見の要旨」中 2 と同旨	港南区港南台六丁目
11	その他	別添「意見の要旨」中 2 と同旨	港南区野庭町
12	賛成	別添「意見の要旨」中 1、2 と同旨	都筑区茅ヶ崎東三丁目
13	その他	別添「意見の要旨」中 1 と同旨	栄区庄戸五丁目
14	反対	別添「意見の要旨」中 2 と同旨	旭区若葉台四丁目

※横浜市内の住所については区名から表記

## 意 見 の 要 旨

上郷町瀬上特別緑地保全地区

分類	番号	意見の要旨
賛成	1	上郷町瀬上特別緑地保全地区について（1件）
	2	その他（上郷猿田地区都市計画提案）（1件）
反対	1	上郷町瀬上特別緑地保全地区について（1件）
	2	その他（上郷猿田地区都市計画提案）（10件）
その他	1	上郷町瀬上特別緑地保全地区について（1件）
	1	その他（上郷猿田地区都市計画提案）（2件）

## 都市計画案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

上郷町瀬上特別緑地保全地区

分類	意見の要旨	件数	都市計画決定権者の見解
賛成	<p>1 上郷町瀬上特別緑地保全地区について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上郷町瀬上特別緑地保全地区を指定することには賛成である。</li> <li>・優れた緑地を保全することは、将来世代が豊かな感性を育て、健全な横浜市民、健全な日本国民を育てるためである。</li> <li>・今回の舞岡上郷線の東側の緑地指定は、上郷開発事業計画を提案者の言い分そのままに認めたことを隠蔽するアリバイづくりではないか。</li> </ul>	1件	<p>横浜市では「横浜市水と緑の基本計画」に基づき、まとまりのある緑をまもり、つくることで、横浜ならではの魅力を創造し、暮らしやすい快適なまちづくりを進めています。</p> <p>今回指定する上郷町瀬上特別緑地保全地区は、緑の七大拠点の一つである円海山周辺地区に位置しており、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定により優先的に保全するとしています。また、隣接して円海山近郊緑地特別保全地区があり一体的な緑地の保全を推進しています。今回、保全を推進する中で土地所有者の理解と協力が得られたことから指定するものです。</p> <p>指定後、本地区内では建築物の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の行為は制限されます。</p>
	<p>2 その他（上郷猿田地区都市計画提案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上郷開発事業計画で、市街化調整区域から市街化区域へ変更され、埋め立て、破壊されることについては、断固反対する。</li> <li>・評価委員会では、提案者は大型ショッピングセンターが持続可能なまちづくりに寄与すると言っているが、20年ほどでスクラップアンドビルトを想定する建物が、どうして持続可能なまちづくりに寄与するのか。このような建物は将来のまちづくりを大きく阻害するものと考える。持続可能とはなにかを横浜市は理解しているのか。</li> <li>・優れた緑地の破壊は、将来世代がその緑地から受け取る自然の恵みを永遠に奪う。</li> <li>・なぜ「横浜みどり税」を、この12haの土地の買い取りに適用しないのか。</li> </ul>	1件	<p>今回指定する区域外である上郷猿田地区については、平成26年1月に都市計画法第21条の2に基づく都市計画提案が提出されました。この提案については、様々な観点から検討を行い、円海山周辺地区に連なる良好な緑地を担保しつつ、また、地区的将来を見据えバランスに配慮した提案であることから、今後手続を進めた上で、横浜市都市計画審議会へお諮りする予定です。</p>
反対	<p>1 上郷町瀬上特別緑地保全地区について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上郷町瀬上特別緑地保全地区を残す事によって、横浜市は「都市と自然が共存している、人が住みやすいところ」であることをアピールできる。</li> </ul>	1件	<p>横浜市では「横浜市水と緑の基本計画」に基づき、まとまりのある緑をまもり、つくることで、横浜ならではの魅力を創造し、暮らしやすい快適なまちづくりを進めています。</p> <p>今回指定する上郷町瀬上特別緑地保全地区は、緑の七大拠点の一つである円海山周辺地区に位置しており、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定により優先的に保全するとしています。また、隣接して円海山近郊緑地特別保全地区があり一体的な緑地の保全を推進しています。今回、保全を推進する中で土地所有者の理解と協力が得られたことから指定するものです。</p> <p>指定後、本地区内では建築物の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の行為は制限されます。</p>
	<p>2 その他（上郷猿田地区都市計画提案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な緑地を壊さないでほしい。森はなくしたら帰ってこない。</li> <li>・今ある環境の中で余生を送りたいと思っており、私達が生まれ育った上郷の大自然を壊さないでほしい。</li> <li>・開発された場合、ホタルなど都市部には珍しいこの地の生物多様性を保全できるのか疑問である。湿地特有の動植物がないがしろにされることは、長期的な視点から見て人間社会にとって非常に危険なことに思える。</li> <li>・ホタルの棲む川を子供たちに残したい。</li> <li>・横浜の原風景や太古の営みに触れられるような場所として保護してほしい。</li> <li>・長期的に見て、市からの人口流出につながる危険すら秘めており、貴重な自然をそのまま観光資源として生かすほうが、将来的な市の収入にもつながるはずである。</li> <li>・製鉄遺跡も残る広大な緑地を一体として公園に整備するほうが賢明だと思う。</li> <li>・人口減少、少子高齢化が進む中、自然を壊して開発し商業施設やマンション等を造る必要はない。開発には反対である。</li> <li>・かつては田んぼで地盤が弱く、住宅地としての安全性が見込まれない瀬上は貴重な元の価値をなくしてまで住宅地を造るような場所ではない。</li> <li>・緑地の維持拡大を望んでいる市民の声に応えていると思えない。</li> <li>・署名も集まっていたのに、民意を無視した一部の人間だけが潤う計画には賛成できない。近隣住民にも開発に賛成しているという人を見たことがない。</li> <li>・市街地化計画の内容と、社会状況の変化・環境への影響とをあわせ、専門家も交えた透明性のあるフェアな議論を求める。</li> <li>・「隣接する緑地」を含めて全体を特別緑地保全地区の指定をしなければ、「隣接する緑地」は失われてしまう。緑地面積を減らす計画も存在する。現在の緑地全体を指定する必要がある。</li> <li>・何のための横浜みどり税なのか。一方で課税して、一方で開発して緑地破壊する意味が全くわからない。</li> </ul>	10件	<p>今回指定する区域外である上郷猿田地区については、平成26年1月に都市計画法第21条の2に基づく都市計画提案が提出されました。この提案については、様々な観点から検討を行い、円海山周辺地区に連なる良好な緑地を担保しつつ、また、地区的将来を見据えバランスに配慮した提案であることから、今後手続を進めた上で、横浜市都市計画審議会へお諮りする予定です。</p>

## 都市計画案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

上郷町瀬上特別緑地保全地区

その他	<p>1 上郷町瀬上特別緑地保全地区について            ・緑地指定が増えるのは望ましい。            ・市街地に変更する開発を都市計画提案に関する評価委員会で容認したことの代償であるが如き、今回の指定に疑問を感じる。なぜ今指定するのか不明であり、市民への説明とともに審議会においても疑問を解くべきである。</p>	1件	<p>横浜市では「横浜市水と緑の基本計画」に基づき、まとまりのある緑をまもり、つくることで、横浜ならではの魅力を創造し、暮らしやすい快適なまちづくりを進めています。</p> <p>今回指定する上郷町瀬上特別緑地保全地区は、緑の七大拠点の一つである円海山周辺地区に位置しており、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定により優先的に保全するとしています。また、隣接して円海山近郊緑地特別保全地区があり一体的な緑地の保全を推進しています。今回、保全を推進する中で土地所有者の理解と協力が得られたことから指定するものです。</p> <p>指定後、本地区内では建築物の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の行為は制限されます。</p>
	<p>2 その他（上郷猿田地区都市計画提案）            ・今回の地区のみ特別緑地保全地区に指定し、後は開発することにならないようにお願いする。</p>	2件	<p>今回指定する区域外である上郷猿田地区については、平成26年1月に都市計画法第21条の2に基づく都市計画提案が提出されました。この提案については、様々な観点から検討を行い、円海山周辺地区に連なる良好な緑地を担保しつつ、また、地区的将来を見据えバランスに配慮した提案であることから、今後手続を進めた上で、横浜市都市計画審議会へお諮りする予定です。</p>